

法人会ニエス 2022 5

江東ひがし

- ◎令和4年度
税制改正大綱…… 2、3
- ◎「インボイス制度
説明会」開催…… 4



すみだ北斎美術館蔵

浮世絵

葛飾北斎

『東海道程ヶ谷』

(とうがかいどうほごがや)

この図は、葛飾北斎筆の名所絵(浮世絵風景画)『富嶽三十六景』のうちの1枚。

程ヶ谷は現在の横浜市保土ヶ谷区。程ヶ谷宿近くの品野坂は松並木が見事であったと「江戸名所図会」は伝えている。北斎はその松の枝振りを見事に捉えて描いている。前面の人物の描写も面白い。特に中央の馬子が、松の間から見える富士を仰ぎ眺めているが、この男のしぐさによって、遠方の富士との距離感が一気に伝わってくる。この馬子の牽く馬や背には、版元の永寿堂の家紋が見える。また、相棒が草鞋を直すのを待つ駕籠昇きなど、画中人物のしぐさの描写も細かい。富士もよく見ると南側(画面左側)の斜面の雪が解けていて、描かれた季節が晩春であることがうかがわれる。

葛飾北斎とは(晩年、飽くなき画欲)

晩年の肉筆画は、概して筆致が硬く、また色彩も過剰に華美になる傾向が認められる。この時期の肉筆画を宗理期の抑制が効いた楚々とした美人画風と比べると、その作風の変化の大きさに驚かされる。ただ、品位を保った抑制された造形表現から、硬質な形態と華美な色彩への変化は、幕末に向けて、北斎を含め浮世絵界全体の流れでもある。(続く)

令和4年度 税制改正大綱 - 法人会の税制改正提言 -

電子取引に関する電子帳簿保存法は2年間の宥恕措置、

「交際費課税の特例」は延長されて従来どおり

政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は2年間の猶予期間が設けられます。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■ 大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与の比較から継続雇用者給与の比較へと変更になっています。今回の改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業年度は、昨年の新規雇用者給与とで比較の制度、令和4年4月以降開始する事業年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与等支給額が、前年に比べて3%以上増加している場合	上記増加率が4%以上の場合	教育訓練費の額が20%以上増加している場合
雇用者給与等支給増加額の15%を加算されます。	控除率が10%加算されます。	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■ 中小法人向け所得拡大税制

中小法人向けの所得拡大税制

に關し、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乗せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

雇用者給与等支給増加額の15%を加算されます。	控除率が15%加算されます。	控除率が10%加算されます。
雇用者給与等支給増加率が、前年に比べて1.5%以上増加している場合	上記増加率が2.5%以上の場合	教育訓練費の額が10%以上増加している場合

最高で、雇用者給与等支給増額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■ 資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、貸付用の少額資産を取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

- 税法上は、
- 10万円未満の少額の減価償却資産については、全額損金として処理できる制度
 - 中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のものについては、全額損金として処理できる

る制度

- 一括償却資産として、20万円までの減価償却資産について、3年間で均等償却できる制度
- 3つの制度がありますが、令和4年度税制改正では、この制度について、資産の貸付けを主要な事業としていない事業者は、貸付け用の資産には利用できないこととなりました。

大綱からは開始時期が読み取れませんが、早ければ令和4年4月1日以降取得した資産から適用される可能性があります。

■ 隠蔽仮装行為の場合の損金不算入

隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出している場合、又は確定申告書を提出していなかった場合に、確定申告書に記載しなかった費用について、下記の費用を除き損金算入できないこととなります。

- 帳簿書類などで、売上原価の額又は費用の額等起因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合
- 帳簿などで、売上原価の額又は

所得税・住民税関係

■ 住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期限を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

一般の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和6年 令和7年	2,000万円	0.7%	10年
令和4年 令和5年	3,000万円	0.7%	13年

認定住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和6年 令和7年	4,500万円	0.7%	13年
令和4年 令和5年	5,000万円	0.7%	13年

認定長期優良住宅 認定低炭素住宅
ZEH水準省エネ住宅

費用の額等の取引の相手方が明らかである場合に、その取引が行われたことが明らかである場合又は推測される場合、相手方に対する反面調査等により税務署長が認める額
令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

国税の申告と納税はe-Taxで。

令和6年 令和7年	令和4年 令和5年	省エネ基準適合住宅	居住年
3,000万円	4,000万円		借入限度額
0.7%		控除率	控除期間
13年			

※ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギーハウスのことであり、エネルギー収支がゼロとなる住宅です。

認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除

住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2年間の限が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できること共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下のものについて、所得税を課税しないこととして、源泉徴収を行わないこととなります。

令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

- ①完全子法人株式等に係る配当等
- ②配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

上場株式等の配当について大口株主の変更

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判定

定を行いました。配当を受ける個人と、その個人を判定の基礎となる株主として選定した同族会社を通じた保有がある場合に、合算して3%以上が否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があります。

いずれも令和5年10月1日以後の配当から適用されます。

消費税関係

適格請求書発行事業者登録について

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合は、その登録日から適格請求書発行事業者となることのできるようになります。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでしたが、機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

国外事業者の適格請求書発行事業者の登録に関する制限

事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者以外の者で、納税管理人を定めるなければいけないこととされている事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を拒否することができることと

されます。また、登録を受けている事業者が納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を取消することができることとされます。

相続税・贈与税

住宅取得資金の贈与税の非課税制度

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度は令和5年12月31日まで2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠について、下記の通り500万円ずつ縮小されます。

耐震・省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	500万円

事業承継税制の特例計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長して、令和6年3月31日までとなります。

なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年12月31日までとなります。

その他

財産債務調査制度の見直し

財産債務調査書の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることとなります。

なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調査書から適用されます。

電子取引の電磁的記録の保存義務の猶予措置

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存制度に、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなくなったとしても、電子取引の記録を出力書面でも保存することで運用上は認められることとなります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かったことへの対応です。実務に對して、最も影響が大きい改正と思われま



法人会キャラクター「けんた」

☆記事内容についてのお問合せは…

T I S 税理士法人
 税理士 飯田 聡一郎
 TEL 03-53363-5958
 FAX 03-53363-5449
 HP <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

スマートフォン等でe-Taxがご利用いただけます。

決算法人説明会及び インボイス制度説明会を開催

当会と江東東税務署共催の決算法人説明会及びインボイス制度説明会が、去る3月11日(金)、午前と午後の2回、カメリアプラザに於いて、江東東税務署法人課第1部門の長野総括上席、田辺上席、柏調査官を講師に行われた。開催に当たり、主催者を代表して、江東東税務署法人課第1部門の坂本統括官が挨拶し、その中で「適格請求書発行事業者の登録申請書」の早期提出を依頼した。続いて徴収部門の加賀屋統括官から「期限内納付のお願い」と「分割納付のご案内」があった。3月決算法人を対象とした

今回の説明会では、法人会が作成した「自主点検チェックシート」を用いて誤りやすい事項の説明があり、続いて、源泉所得税の決算時に注意すべき事項の説明があった。最後に、令和5年10月1日から開始される消費税の仕入税額控除の方式「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」について説明があった。まず、消費税の基本的な仕組みを復習し、適格請求

書等保存方式が開始されるとどのように変わるか、さらに「適格請求書発行事業者」になるための手続き等について詳細な説明があった。

今後のインボイス制度説明会の日程は次の通り。(会場はいずれも江東東法人会館、時間はいずれも14時30分～15時30分)

- ・令和4年5月16日
- ・令和4年5月24日
- ・令和4年5月30日
- ・令和4年6月8日
- ・令和4年6月21日



3密を避けた説明会

消費税
知っていますか？インボイス制度
適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

登録を予定されている方/ **もう始まっています！**

多くの事業者の方が登録申請をされています！
早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！

個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度説明会 申込受付中！

インボイス制度が始まったらどう変わるの？
その疑問にお答えします！

- 👉 **オンライン説明会を開催中！**
職員が制度の説明をいたします。毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！
- 👉 **全国の国税局・税務署でも説明会を開催！**
オンラインが苦手な方も安心！各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。
- 👉 **説明会に参加できない方は、動画で確認！**
スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧ください。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続に関する情報を掲載しています。
※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス 電話番号 0120-205-553(無料)
コールセンター 受付時間 9:00～17:00(土日祝除く)

法人会は消費税の期限内完納を推進しています。

連 載

支部長さんご推薦の店 ④

豆の王様 「シモヤマ」

南砂第2支部 下山支部長



下山支部長

南砂第2支部・下山支部長の奥様・志津子さんが営むお豆屋さん「豆の王様シモヤマ」を訪ねました。

かつて昭和50年にトラック1台で始めた「下山商店」は、ご夫婦の努力で雑穀食品卸問屋「株シモヤマ」へ成長し、豆の買い付けはもちろん、小売店や外食産業など多くの取引



豆・食材・卸・小売 豆の王様「シモヤマ」

先を抱え、現在多忙な日々を送っている。豆の王様「シモヤマ」は、東京メトロ東西線・南砂駅1番出口から徒歩6分、元八幡通り沿いにある、(株)シモヤマの取り扱う豆類の小売り直営店だ。



色とりどりのお豆さん 100g 100円～

店内には15種類ほどの色とりどりの乾燥豆が大きな樽に盛られており、全て量り売りとなっているため、必要な分だけ購入することができるのが嬉しい。 お店に入ると志津子さんが「なんのお豆がいい?」「どん

な豆料理するの?」と聞いてくれ、お豆の選び方、下準備の仕方、美味しく仕上げるためのコツなど教えてくれる優しい下町のお母さんようだ。現在、ライフスタイルの多

様化で食生活も大きく変化しているが、豆類は昔から変わらず、そして今後の日本の食文化でも必要不可欠な「食材」である。特に大豆は味噌や醤油、豆腐、納豆、きな粉、枝豆と日本の食文化には欠かせない。大豆には血中コレステ

ロールの低下作用、肥満改善効果、骨粗鬆症予防の他、内臓、筋肉、皮膚、髪、血液など人のカラダに欠かせない豊富な栄養素を多く含んでいる。また、大豆の豊富なたんぱく質から「畑の肉」とも呼ばれており、唐揚げやハンバーガーパテなど肉の代用や健康補助食品として健康志向が進む今、脚光を浴びている。

志津子さんによると、「花豆」や「大正金時」「小豆」の甘い煮豆はもちろん、「ひよこ豆」のカレーやスープにサラダ、「青大豆」の煮物や、炊

き込みご飯の他、最近では「大豆」からお味噌を手づくりする若者も増えてきたとのこと。その他、塩茹で豆や、「レンズ豆」を使ったミネストローネが簡単に美味しくできる調理法など聞くうちに、豆料理へチャレンジしたくなってくる。特にお正月のおせち料理に欠かせない「丹波黒豆」は、下山支部長が生産農家から直接仕入れているため、最高級品



左) 青大豆 (100g 120円) 右) 青大豆の煮豆 (調理例)

産地直送 おすすめ!! 丹波黒豆 (100g 400円)



を格安で購入できる。志津子さんは「是非、健康のためにもお豆を使った料理に挑戦してください。わからないことは遠慮なく聞いてくださいね」とのことです。

豆料理のことならおまかせ!! 下山支部長の奥様 志津子さん



住所: 南砂3-8-5 電話: 3644-1728 時間: 9時30分~6時 定休日: 日曜・祝日 (平日不定休あり)



めざします。企業の繁栄と社会への貢献

2022年度税務職員募集

Pride of the Specialist～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇ 受験資格

- 1 2022(令和4)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2019(平成31)年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2023(令和5)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

人事院国家公務員試験

◇ 申込手続

1 申込方法

インターネット申込み

人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。

【採用NAVI】



2 受付期間

令和4年6月20日(月)9時から令和4年6月29日(水) [受信有効]まで

3 受験案内交付期間

令和4年5月6日(金)から令和4年6月29日(水)まで
9時から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

4 受験案内交付場所

東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)

(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。

◇ 試験日

第1次試験 令和4年9月4日(日)

第2次試験 令和4年10月12日(水)から令和4年10月21日(金)までのうち指定された日時

※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。

【問合せ先】東京国税局 総務部 人事第二課 試験係
(代表)03-3542-2111 内線2162

採用関係お役立ちリンク集



会員募集中! 「あなたのお口添えを」

経営研修会を開催

当会主催の経営研修会が、去る2月22日(火)カメラアプラザに於いて、講師に(株)マネジメントサポートの田中章俊氏を迎え『リスクマネジメント研修』と題して行われた。

まず、本日の研修の目的を①リスクマネジメント・クライシスマネジメントの基礎を確認する②経営者に求められる危機管理意識を醸成する③危機発生時の初動対応と経営者の責任を認識する④危機が発生しやすい組織風土を考へることであると説明の上、詳細について解説された。参加者16名には、大変勉強となる研修会となった。



危機管理意識を持って聴講

部会総会のご案内

4月21日(木)に税務研究部会第51回通常総会を予定しておりましたが、リバウンド警戒期間のため、中止となり書面開催となりました。

税務研究部会会員の方へ総会議案につきまして、書面にて令和3年度事業報告・決算報告、令和4年度事業計画(案)・収支予算(案)をご精査いただき、全ての議案にご承認をいただきました。

今後、各部会の総会が次のとおり開催予定となっておりますが、開催につきましては各部会総会ご案内書、もしくは当会HPにてご確認ください。

- ◎青年部会第51回通常総会
開催日時 5月20日(金) 午後3時～
- ◎女性部会第55回通常総会
開催日時 5月26日(木) 午後2時～
- ◎源泉部会第48回通常総会
開催日時 5月27日(金) 午後3時30分～

第11回 通常総会

創立70周年記念講演会等

開催日 6月16日(木)

会場 アンフェリシオン

- 第1部 第11回通常総会(午後3時～)
- 第1号議案 令和3年度事業報告承認の件
- 第2号議案 令和3年度決算報告承認の件
- 報告事項1 令和4年度事業計画
- 報告事項2 令和4年度収支予算
- 第2部 記念講演会(午後4時15分～)
- 第3部 記念祝賀会(午後5時30分～同7時)
- ※会費・4000円(記念祝賀会参加の場合)
- ※正式なご案内状は5月上旬にご郵送します

第12回「健康ウォーキング」実施ご案内

春の旧中川水辺探訪

実施日時 5月28日(土) 午前10時～同12時30分(集合9時30分)
※雨天の場合は中止

集合場所 大島小松川公園・わんさか広場
都宮新宿線「東大島駅」
大島口出口より徒歩5分

コース 大島小松川公園(スタート)→旧中川河川敷→
亀戸中央公園(ゴール)

お願い 新型コロナウイルス感染症防止の為マスク着用にご協力ください。
(動きやすい服装でご参加ください)

お問合せ 江東東法人会事務局まで
電話 03-3684-2303



▼コロナ禍での外出を控える生活も早や二年余り。世の中では犬を飼う人がとても増えたという。

▼我が家でも、三年前に妻にせがまれて、雌のミニチュアシュナウザーという小型犬を室内で飼い始めた。何故か私に一番懐いていて、とても癒される生活を毎日送っている。

▼コロナ禍で犬を飼い始めた人は、犬を飼うことに癒しを求めていたのだろう。しかし、犬を飼うのは、思っているよりも遥かに大変で、毎日の散歩、トイレなどの躰、餌代、病院代など、想像していたのと違う現実には、しばらくして犬を手放してしまう飼い主も多いと聞く。その結果、保護犬が増えているようだ。

▼見た目で可愛いから犬を飼うのではなく、家族の一員として迎入れ、犬の健康に気を配り、老いていく犬を介護して、亡くなるまで面倒を見たいという覚悟で犬を飼って欲しいものである。(溝)

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

都税だより

5月は自動車税種別割の納期

自動車税種別割は毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

令和4年度の自動車税(種別割) 納税通知書は5月2日(月)に発送します。5月31日(火)までにお納め下さい。

東京都の自動車税種別割は、金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネット(モバイル)バンキング及びATMのほか、パソコン・スマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。

さらに、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】
自動車税コールセンター
03-3525-4066

e-ページ

税務職員を装った不審な電話にご注意ください!

国税局や税務職員を名乗る者から電話があり、マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、個人情報聞き出そうとする事例が発生しています。

年齢や家族構成、年金の受給状況のほか、保険の加入状況、株式の有無、また、子供の生年月日や居住地を聞いてくる事例もあります。

「〇〇税務署の統括国税調査官です。」など、所属のみを名乗る者が多いですが、「〇〇国税局の△△△です。」と名前を言う事例もあり、また、「〇〇国税局年金課」などの実在しない部署を名乗る事例も確認されています。

このような電話は、詐欺事件につながる可能性がありますので、ご注意ください。ご不審な点があるときは、即答を避け、最寄りの税務署にお問い合わせください。

行事予定

下記行事は新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止となる場合があります。開催につきまして当会ホームページでご確認いただくか、法人会事務局までお問合せください。

5月

10日(火)	インボイス制度説明会	中止	午後2時30分	法人会館
11日(水)	新設法人説明会		午後3時	法人会館
16日(月)	インボイス制度説明会		午後2時30分	法人会館
17日(火)	無料記帳指導・税務相談		午前10時	法人会館
20日(金)	青年部会第51回通常総会・50周年式典		午後3時	アンフェリシオン
24日(火)	インボイス制度説明会		午後2時30分	法人会館
26日(木)	女性部会第55回通常総会		午後2時	法人会館
27日(金)	源泉部会第48回通常総会		午後3時30分	法人会館
28日(土)	第12回健康ウォーキング		午前10時	大島小松川公園
30日(月)	インボイス制度説明会		午後2時30分	法人会館

6月

7日(火)	無料記帳指導・税務相談		午前10時	法人会館
8日(水)	インボイス制度説明会		午後2時30分	法人会館
14日(火)	決算法人説明会及びインボイス制度説明会		午後2時	法人会館
16日(木)	第11回通常総会及び創立70周年記念講演会等		午後3時	アンフェリシオン
21日(火)	インボイス制度説明会		午後2時30分	法人会館
24日(金)	源泉部会・税務研究部会合同研修会 内容「未定」 講師 未定		午後3時30分	法人会館

7月

5日(火)	無料記帳指導・税務相談		午前10時	法人会館
27日(水)	第2回理事・監事・委員会・部会合同役員会		午後5時	亀戸天神社

◎内容・講師が未定となっている各部会の研修会等は、決まり次第ホームページに掲載いたします。
◎各種研修会・説明会には、当会に入会されていない法人および一般の方の参加も可能です。お問い合わせは事務局まで。☎03-3684-2303

管内法人数 4,275社 法人会員数 1,391社 加入率 32.54% (令和4年3月31日現在)

バックナンバーはホームページをご覧ください。http://www.koto-higashi-h.or.jp/